

【IR 方針】

1. 株主・投資家との対話・面談の基本方針

株主・投資家からの対話・面談の申込みについては、IR 部門が窓口となり、次項（1）に定める統括取締役等が、合理的な範囲で、適切な対応者を選定して対話・面談に臨むことを基本とする。その際、株主・投資家からの要望等を踏まえ、必要と認められる場合には、経営陣が対話・面談に対応することを検討する。

2. IR 方針の実施要領

(1) 統括を行う経営陣又は取締役の選定

取締役である管理本部長が対話・面談の対応方法等についての統括を行い、経営企画・IR 部門を担当する社長室長が、その補佐にあたる。

(2) 対話・面談を補助する社内各部門の有機的な連携のための方策

IR、広報、総務、法務、経理、財務部門による定期的な連絡会議を実施し、統括取締役等を補助する。

(3) 株主・投資家との面談以外の対話の手段

年次と半期の決算説明会や、中期経営計画の発表に係る IR 説明会を開催する。

また、機関投資家を対象とした海外 IR や作業所見学会等を実施するとともに、他の手段の充実に継続的に検討する。

(4) 株主・投資家の意見等の適切なフィードバック

IR 部門は、株主・投資家との対話・面談において把握した株主の意見や対話・面談内容等を記載した IR 月次報告書を作成し、経営陣幹部等に毎月報告する。

また、IR 部門は、取締役会に対して、IR 活動の実施状況を少なくとも年 2 回報告する。

(5) 対話・面談におけるインサイダー情報の管理に関する方策

情報開示の公平性の確保及びインサイダー取引の防止を図るため、当社は、対話・面談において、当社の株価評価に影響を与えるおそれのある未公表の重要事実を開示せず、四半期ごとの決算日翌日から決算発表日までは、「沈黙期間」として決算情報に関する対話・面談を行わない。

2015年11月